

近世八重山における蕨・畳の製造と利用

得能, 壽美 / TOKUNO, Toshimi

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

37

(開始ページ / Start Page)

133

(終了ページ / End Page)

166

(発行年 / Year)

2011-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007278>

近世八重山における庭・畳の製造と利用

得能壽美

はじめに

琉球に限らず、「住」のうち、石垣や屋根といった屋外の構造物に比べ、屋内の床については、簡単に目にすることはない。八重山の家屋の歴史の変遷に関する記述の多くは、アナブリヤー（八掘家）からヌキヤー（貫家）への変化、茅葺きから瓦葺きへの変化に目が集まっている。それは、王府が規制した先島の家屋、あるいは身分制からみた家屋の制限から、近代における自由化という視点でいわれることが多く、床の変化に関する記述はないといってよい。

近世史料にさかのぼると、百姓が庭や畳を床に利用することについて、積極的に身分的制約をいっ

たり、儉約をいったりする条例などは、管見の限り知らない（後述）。生活必需品であっても儉約を強いる王府にして、この沈黙はそもそも百姓の家に葎や畳が敷かれていなかったことを意味しているのだろうか。

たとえば、同治一三年（一八七四）宮古を経由して八重山に到着した王府派遣の検使役富川親方は、その前年九月に、禁止している両先島における家屋の瓦葺きについて、とくに八重山で違犯があり、再三にわたって「かや二^而葺替」を命じてきたがいうことをきかないので、八重山に下島のうえは「取締向嚴重」にするよう、富盛親方らに命じられている（宮良殿内文庫No.145）。この史料を伝える宮良殿内じたいが命令に背いて瓦葺きとしたのであるが、土族に対しても畳についてはこのような厳しい制限はいつていないのである。

もっとも、後述するような土族家で許された格式としての使用を除けば、八重山の日常生活における畳の使用は、高温多湿という気候条件から、あまり積極的にはならなかったと考えることができる。一方で、葎は屋内だけでなく、農作業といった屋外での使用があり、「贅沢」「儉約」というレベルで制限されるものではなかった。

いずれにしても、近世八重山における葎・畳の原材料の栽培と製造、上納や地元での使用については、よくわかっていないというのが現状である。近世八重山の民衆生活史を探る一環として、八重山における葎・畳の製造と利用について、可能な史料を渉猟して考察を加えた。

一 蕈・畳の材料の種類と栽培

先島（宮古・八重山）の上納物のうち、天啓六年（一六二六）の物成究帳に、穀類・布とは別に浮得定納とされた上納物として、宮古は「ふくぬ蕈」「あたん葉」「角俣」、八重山は「黒縄」「ミ、くり」があった（御財制17）。のち、康熙四十七年（一七一〇）の奥武親雲上規模帳では、先の「ふくぬ蕈」「あたん葉」「角俣」「黒縄」「ミ、くり」は、「式度夫」として上納されるようになった（御財制17）。

八重山では、雍正五年（一七二七）「八重山島諸記帳」土産之類に、「備後蕈・割為蕈・もる為蕈・あだん葉蕈」がある（39頁）。「備後蕈」は備後蘭で編んだ蕈であり、『沖縄語辞典』（国立国語研究所一九六三）では備後蘭は *biguni* といい、「勝連村・与名（那）城村・具志川村などで栽培されていた」としている。なお、*bigunusiru* は「備後表。*biguni*（備後蘭）で織ったむしろ。一般に琉球表と称しているものは七島蘭で作るもので、それは *sacii* という」。また、備後表の畳は *bigudatan* という。備後蘭は、イグサ科の植物で、温帯地方に自生する。一五〇年ほど前から勝連間切で栽培され、花蕈を織ったといわれ、一九七一年ごろまで沖縄在来種を栽培していたが、株枯れ病の被害が大きく福岡在来種に変わった。

『沖縄大百科事典』（沖縄大百科事典刊行事務局一九八三）では「おもな産地は与那城村・具志川市・大宜味村で、作付面積の70%以上を占め、そのほか恩納・国頭・伊平屋・伊是名の各村で作付けされ

る。81年現在、作付面積62ha、生産量451t、栽培農家個数175戸」とある。

sacii は、「裂蘭」蘭（い）。七島蘭。琉球表を作る蘭。茎は三角形で、これを裂いて乾かし、畳表とする。その質が丈夫なので、台所用・道場用などに用いられる」と解説される（『沖縄語辞典』）。こちらはカヤツリグサ科の植物で、東南アジア原産といわれ、形状からサンカクイともいう。「日本へは琉球から薩摩七島（トカラ列島）をへて移入、一方、豊後（大分県）には一六六三年（寛文3）に琉球より直移入されたといわれる：ビンゴイ（備後蘭）に比べ外観は劣るが、強度があるので、柔道用畳表や庶民のござに利用される。一九六五年（昭和40）ごろまで糸満市兼城、与那城村照間などでさかんに栽培されていたが：現在、大分県の90haが主でほとんど栽培されていない。沖縄島北部の川辺に自生種がみられる」といわれる（『沖縄大百科事典』）。八重山では三角蘭をサーラといい、蕙や畳表、草履にした（宮良一九三〇・宮城信勇二〇〇三）。

前掲「八重山島諸記帳」でいう「為」は「蘭」のことで、「割為蕙」は「割蘭蕙」、「もる為蕙」は「諸蘭蕙」との註があり、備後蘭ではない蘭に種類があつたことをうかがわせている。ただし、『八重山語彙』では、蘭は与那国でディー、竹富・小浜・鳩間でビー、石垣・白保・新城でビイー、波照間でビイーンとあり、いずれも「ぬ」の転で、蘭を分類した語はないようだ。『石垣方言辞典』（宮城信勇二〇〇三）でも蘭はビウー（ビイー）といい、ビウー（ビイー）ムス（蘭の蕙）、ビウー（ビイー）タタミの例を紹介している。

「割為蒔」の「為」を「びい」と読む例は、地名に名護市為又（びいまた）があり、「為」Ⅱ「ビィー」であったのであろう。それは、史料上でも備後蘭とは異なるものであるが、サーラであるかどうかはつきりしない。

八重山における蒔・疊の原材料の栽培については、「農業之次第」にみることができる。二四条と二五条がそれだが、二四条は「備為」、二五条は「為」を栽培する田のことをいっており、ビーグとビィーの区別であろう。「備為」は川尻や里田・泉田に肥料を施し、八月ごろに植え付ける。「為」は、上田では肥料は不要だが、中田では必要で、九・一〇月ごろに植え付けるといふ（226頁）。年間を通じての田の栽培サイクルに、これらの植物が含まれていた。

石垣島や与那国島などで船の航行を監視した遠見番人は、仕事の合間に蒔を織っていたが（後述）、これは上納物であり、原材料となる「備後・宝為」の栽培を入念にするよう命じられている（富川諸村公事帳№67）。栽培をするのは、遠見番人ではなく、一般の百姓であろう。

右の遠見番人の条に「備後・宝為」と並記されるが、遠見番人が製造しているのは「備後・割為蒔」であることから、「宝為」は割為と同じものであろう。また、石垣島盛山村の遠見番人が製造する蒔について、明治一四年盛山村では「蘭」は栽培していなかったもので、「ふく為」の蒔を納めてきたところ、昨年「宝蘭」の蒔での上納を命じられたが、「宝蘭」は「脇才覚」（購入）で求めなくてはならず、「ふく為蒔」での上納を求めている。さらに盛山村では、明治一五年には、「仲水」という所で「備

後」を植え付けたがうまくいかないので、「割蘭庭」での上納を願い出ている（参考史料5・6）。

右の明治一四年がいう従来の「蘭」は、先述「農業之次第」でいえば「為」で、「備後」に対するものであり、「蘭」（為）は宝蘭（割蘭）であろう。したがって、明治一四年は、従来、宝蘭の栽培はなかったが、昨年改めて宝蘭の庭の上納を命じられ、これを断つて従来どおり「ふく為」の庭にしたということになる。明治一五年は、「備後」がうまくいかないので、割蘭の庭での上納を求めるのであるから、史料上は備後・宝蘭（割蘭）・「ふく為」の三種がある。そのうち、古くからみられる「ふく為」はよくわからないが、和歌山県の方言では「しちとう（七島）」という植物を「ふくい」といっている（日本国語大辞典）。ただし、それでは八重山の史料上では理解できなくなる。

戦前の八重山（とくに西表島西部）で栽培されてきた作物のうち、「畳表を作る蘭草を《ビング》と呼んだのは備後表の意味であろう。山の中の谷間の小湿地を利用して栽培した。このような田を《ビングタ》（蘭草田）と呼んでいた」という。また、「明治時代まで庶民は《ビー》と呼ばれる、断面が三角のシチトウイまたは《アダヌ》（アダン）の葉の敷物を使った」といわれる（安溪二〇〇七335頁）。『石垣方言辞典』には、ビウー（ビー）ダー（蘭を栽培している田）の例が紹介されている。

二 庭・畳の製造

蕙・畳の製造技術の伝播は、蕙については、昭和三〇年代、四〇年代まで使われていた蕙を編む道具をみてもわかるように（石垣市総務部市史編集室二〇〇一下¹³⁶頁）、単に「編む」という技術伝播を探るのに近いことになり、答はみつからないと思う。畳については、「琉球国由来記」（123頁）で考証しようとしているが、不詳として、「中古」からある技術で、中国と通じてから始まったものだろうかとしている。

琉球国内の伝播については、史料でたどるのは難しいが、先述したように天啓六年（一六二六）の物成究帳では宮古に蕙があつて八重山にない。雍正五年（一七二七）「八重山島諸記帳」ではみえているので、一世紀の間に上納物にされたのである。しかし、八重山への技術伝播は、「八重山島由来記」「参遣状」「御手形写」では確認されて¹³⁷いない。

沖縄本島周辺離島では、乾隆三〇年（一七六五）渡名喜島の地頭代への褒美状によると、同島に「畳押巻」の作り方を知っている者がおらず、在番所や番所で敷く畳は那覇から買ひ求めていたことから、地頭代が稽古して島の者に教えたという（高良一九八三¹¹⁶頁）。ここでは畳と「押巻」（蕙）を重ねていつているが、技術伝播が必要なのは、畳表にする蕙と畳の製造に関してであろう。八重山の場合は、先述のように史料では確認できていないが、畳については、同じような形での、島の土族層による伝播が考えられる。

八重山地元での所遣用として、主に役所で使用されたとみられる蕙・畳については、咸豊七年（一

八五七)に「諸道具并筵・畳」はすべて所遺座で仕立てるとしている。そして、古くなつて交換したものについては、所遺座で検分して代付をし、在番・頭の印紙で売り払うよう規定している(翁長蔵元公事帳No.236)。この条文は、同治十三年(一八七四)「富川蔵元公事帳」(No.226)でも同じである。

所遺座では、八重山島内で「細工人」(職人)を、土族・百姓を問わずに任命しているが、史料上では右の翁長親方より早く、蔵元は各村々に細工人をおくよう命じている。乾隆十三年(一七四八)「暖宮良村下知方之次第左二申上候」によれば、当時の宮良村には細工人が八く九人いたが、それでは「御用向」に差し支えるうえ、「自分家蔵普請」の際に他村から細工人を雇い入れて手間米などを支払うという損失があつた。そこで、木細工二十六人、鍛冶細工二人、畳細工六人、木分細工一〇人、瓦細工六人、壺細工五人の計五五人を、農業の合間、天氣の悪い時に稽古させて、師匠もつけたので、実用に供するようになったという。

宮良村は同史料に「頭数千人余」とあるが、それにしても一村で五五人もの細工人が必要というのはどうかと思うが、「御用向」が先のような所遺座の需要にも応えたのであれば、その需要は大きいものになるだろう(後述)。また、「自分家蔵普請」という一般家屋用の細工にもあたつたというのは、畳が一般で使用された可能性をいつている。

ただし、これらの細工人は、「耕作之間二天氣悪敷刻」に稽古しているというように百姓であつて、専業者ではない。咸豊七年にも「奉公人・百姓等得手次第其業可致」というように(翁長規模帳No.198)、

士族・百姓を問わずに得意な者がその業にあたるというものであった。

同治一三年「富川所遣座例帳」(700頁)には、所遣座で命じた畳細工を含む細工人に給される手間米・飯米の定めがあり、細工人は技量によると思われるが上中下に区分され、手間米は上は米二升起、中は米一升五合起、下は米一升で、一日分の飯米は一人米七合五勺先であった。これらの米は、兼業することになる細工人の生活を保障するものであった。

さらに同例帳に、「畳老枚、備後・割為之間^二調例之事」があり、畳一枚をつくるために必要な物資を掲げ、「押巻」(ゴザ)についても「割為押巻老枚、長六尺、ヒ三尺調例之事」「春立・仲立・早船持用之押巻調例之事」「押巻老枚へり例之事」として原材料などを掲げている(富川所遣座例帳708～709頁)。このような所遣座製(所遣座が細工人を雇って製造させた)筵・畳があり、役所などで六年ごとに敷替えられ、在番・頭の印紙によって売りに出されている。畳の新しさは六年を限度とし、その後は払い下げられており、一般に流れるチャンスもあった。

同年「富川諸村公事帳」(No.125)にも、各村に木工・鍛冶・石工・木地師とともに「畳細工」をおくようにわれており、木工などは村での需要に応える細工人なので、畳細工も同様であれば、村での畳の使用が認められていたことになる。

なお、事情は未詳だが、咸豊八年、王府派遣の在番・在番筆者・詰医者が仮屋で使用する畳について、在番らが「無抛入用」があるので、使用した「下古割為畳六枚」を「代米五升三合五勺式才」で

販売してほしいといっている（参考史料2）⁽³⁾。

とくに蕙の製造については、八重山の諸所に置かれた遠見番人との妙な関係がある。遠見番人は、遠目番人とも書かれ、石垣島の平久保・川平・桃里、西表島の外離、与那国島の五か所に置かれ、船の航行を監視するという重大な役割を担った。加えて、「備後・割為蕙」を製造していたが、それは島では欠くことのできない物だという（翁長規模帳No.274）。この条文は、同治十三年「富川規模帳」（No.202）でも同様で、あまり多忙ではない見張りをしながら、蕙織りの作業をしていたのだろうか。しかし、この遠見番人製造の蕙は「上納」物であり、不足があれば代米を弁じなくてはならず（富川諸村公事帳No.67）、けっして暇潰しの作業ではなかった。

与那国島の遠目番人仕口蕙については、上納分のほかに、役人が「内例」と称して製造させ、使用しており、これを禁止している（翁長規模帳No.406）。

また、遠見番ではなく、石垣島川平村・西表島西表村と与那国島の火番人が製造する「宝為蕙」「蕙」もあった（富川諸村規模帳59・63頁）。

このほか蕙には、アダンを加工したアダン葉蕙（得能二〇一〇a）、「かや蕙」などもあった。「かや蕙用之かや」は、カヤを採取する時期等の規定が、雍正九年（一七三二）王府から八重山に出されている。六、七月ごろ、堅くならないうちに採取するのがよく、成長しすぎると切れやすく弱くなるという。「鹿児島田舎敷用」は筋を多く取って作り、先祖代々の蕙があるなど、丈夫で長持ちするこ

とからだろうが、製法などを八重山に指導している（参遣状抜書No.80）。

「かや表蒔」は、新城島では、製造法を学んで調べ、「諸人」へ売り払って、乾隆一四年（一七四九）には島の潤いになっていた（覚へ参遣状写／乾隆拾五年庚午春よ里全十九甲戌春迄）。新城島では、やはり八重山内で販売していたパナリ焼とともに、蒔（かや表蒔）が特産物になっていたのである。

しかし、民衆生活において、蒔は本来は自給自足であり、たとえば、小浜島の「やーま（炊事と作業場）」は、「雨天どきや農閑期にはみかぶく、おおむす（三角井で織る九尺むしろ）を手あみ又は手織りする処でもあった」という（山城一九七二148～149頁）。

このように、近世の八重山において、蒔・畳は製造されていたのだが、公的に任命された細工人は、咸豊七年には「多分右業いやかり候向相見得不可然事候」といわれているように（翁長規模帳No.198）、あまりうまくいっていなかった。そもそも半強制的な兼業であり、次節でみるように上納物であったので、先にみた手間米・飯米の支給があっても、「いやかり」ということになったのであろう。

その結果であろうか、明治一八年頃の石垣島大川村が「輸入」した物品に「蘭呉坐」一〇〇枚（代米一俵一斗）、「備後」五〇枚（代米五俵）が（大川村巡検統計誌）、同じ明治一八年西表島南風見村の「輸出入表」の輸入品に「備後表六枚」（代俵米一俵五升）があり（南島探験1—223頁）、士族家や村番所などでの使用が考えられるが、村での自給ではなく、他から購入している。こういったありかたは塩などと同じで、島産化がはかられたが継続しなかったのである（得能二〇〇九）。

三 上納物としての筵・畳

先述のように、天啓六年（一六二六）の物成究帳では、宮古に「ふくぬ筵」の上納があるが、八重山にはみえない（御財制17）。「琉球国由来記」（一七一三年）では、宮古・八重山の上納物を扱った宮古蔵の項に、上布やいわゆる上木物とされる物品とともに、「フク蘭長筵・アダン葉長筵」があげられている（63頁）。八重山からの筵の上納は、宮古より遅れていたようにみえる。

八重山からの上納物としての筵は、代米ではなく代夫（労働）のレートでいわれており、乾隆三三年（一七六八）、同治一三年（一八七四）の両年を比べると、「ふくぬ三間筵壹枚」は代夫九人、「あたん葉三間筵壹枚」は同三人五分、「割為表筵壹枚」は同三人で、変化はない（公事帳94頁・八重山島諸村代付帳97頁）。代夫のイメージはむづかしいが、玉子一〇個で代夫一人というのが理解しやすいか。

このほかに「上備後・中備後・下備後」があるが、両年で表記法が異なっている。乾隆三三年は上備後一枚（長さ四尺）が代夫二人、中備後一枚（長さ三尺五寸）が同一人五分、下備後一枚（長さ三尺）が同一人である（公事帳99頁）。上中下は代夫に影響を与えているが、品質ではなく、長さ（大きさ）であった。

同治一三年では、上中下の備後表筵となっており、乾隆三三年の上中下の備後も畳ではなく畳表で

あつたとみられる。備後表筵の規定は、咸豊七年（一八五七）に定められたとしており、この年は八重山に検使として派遣された翁長親方が規模帳・公事帳・例帳などをまとめた年である。そのうち、上備後表筵一枚は代夫四人、中備後表筵一枚は同三人五分、下備後表筵一枚は同三人で（八重山島諸物代付帳97頁）、同じ一枚でも咸豊七年以後は代夫が多くなっていることから、乾隆三十三年の例からいえば型が大きくなつたのであろう。なお、同治一三年には割為表筵一枚（代夫三人）もみえる（同前）。

実際の上納例では、乾隆五〇年（一七八五）とみられる史料によると、与那国島から割為表筵一三五枚を、クロツグの縄とともに、泊村船頭の船で上納している（参考史料1）⁴。先の代夫のレートでは、「割為表筵一枚」は三人なので、四〇五人になる。与那国島の乾隆三六年明和津波直後の人口は九七二人（男四九一・女四八一）なので（大波之時各村之形行書No.60）、代夫は人口のほぼ半数に相当する。

以上が筵であるのに対して、「諸物遣賃夫定之事」には畳がみえる（公事帳100～101頁・八重山島諸物代付帳99頁）。記述が細かい同治一三年を紹介すると、備後畳一枚は「一日遣二付」賃夫一分七厘、割為畳一枚は同じ条件で同一分、さらに割為二間筵一枚は同じ条件で同一分三厘であつた（一分は一人の一〇の一）。見出しは、諸物を一日遣う（使う）にあつての賃夫（人数）の定めで、公用の畳は別に定めがあるので、ここは一時的に畳を使用する際の賃貸料（代夫）を定めたものであろう。

筵が王府への上納であつて、畳が地元使用というのは、一見おかしいようにみえるが、王府への上納を畳の状態でする必要はなく、むしろ遠海の運送を考えれば、筵（畳表）の状態のほうが現実的で

あろう。首里城や御殿・殿内で畳表、あるいは役所などでは、畳表や筵が使用されるが、それらが八重山産や宮古産の筵であったかどうかは未詳である。

なお、琉球王府の各役所が使用するものでは、銭御蔵で備後筵・割蘭筵を扱っており、砂糖座の項には割蘭尺迦筵がある（琉球国由来記62頁）。

王府から先のルートはさらに未詳だが、日本暦の明和元年（一七六四）徳川将軍就位の慶賀使関係史料に「琉球名産之事」として「畳之表」がある（琉球関係文書）。また、一八世紀後半には大蔵永常が、「琉球より来る筵ハいろあしけれども、大坂辺にて売買の直段沓枚にて銀六匁内外」「七島より来るハ沓枚にて三四匁」といつている。これらに八重山や宮古のものが含まれていたかはわからないが、ヤマトではこの時期すでに琉球蘭の栽培と畳表の製造が各地で行なわれているにもかかわらず、琉球産・七島産の筵が輸入されていた（得能二〇一〇b1～2頁）。

四 八重山での筵・畳の使用例

筵・畳の使用について、身分に関係なくその使用を規制した条文はみあたらないといったが、乾隆三三年（一七六八）「与世山規模帳」の家作りの規制をした条文の付に、「頭役之儀^者為差立役目二候間、役中八帖敷之客座^者心次第別二作立候共不苦候也」といつており（No.138）、この規定は、その後も変

わらない（翁長規模帳 No. 196・富川規模帳 No. 175）。「八帖敷」は八畳敷の面積でなく、畳を八枚敷いてあるもの⁵と考える。そのうえで、頭役以外の「為差立役目」にない他の者たちの使用がなかったことは、当然のことに属するのかもしれないが、禁止を積極的にいってはいない。

咸豊七年（一八五七）には村方の役人（首里大屋子・与人・目差）の「おゑか家」には莚・畳が敷かれ、二、三年ごとに敷替えをしていたといい、「おゑか家」は村方役人の詰め家であるので、先の頭役は自宅での畳敷が許されたと解釈すべきなのだろう。

「おゑか家」では割為畳一二枚、宝為二間莚六枚を、杣山筆者・耕作筆者の詰め家は割為押巻六枚、宝為二間莚二枚を、芋績屋の敷物は役人詰座の分として割為畳六枚、宝為仁間莚三枚を、それぞれ六年ごとに敷替えると規制している。敷替えた古い莚・畳は、役人や頭が検査して代付し、「所中」（村方）へ売り払い、その代米は所遣とした（翁長蔵元公事帳 No. 238⁶）。この条文は、同治一三年（一八七四）の「富川蔵元公事帳」（No. 228）・「富川諸村公事帳」（No. 65）も同じである。

注目したい点は、「以代付所中^江売払」（代価を付け村へ売り払い）である。代価は「代米」ともいわれているが、代米はレートの基準を米にすること^江で、必ずしも代価は米ではなくともよい。そう考えれば、村方が畳の払い下げを受けるチャンスはあったといえることができる。

「おゑか家」などの莚畳の数は、やや時代はくだるが、明治二六年「沖縄旧慣地方制度」の地方吏員で計算すると、首里大屋子・与人・目差は計五七名、杣山筆者・耕作筆者も計五七名で、芋績屋は

村数と同じとして三二か所とすると、割為畳が八七六枚、割為押巻が三四二枚、宝為一間延が五五二枚となる。前節でみたように、「割為表延七枚」の代夫は三人であつたので（公事帳94頁・八重山島諸村代付帳97頁）、割為畳として計算すると代夫二六二八人となる。

八重山の各村の番所にまで畳が敷かれていたことは、明治二六年の例になるが、笹森儀助は西表島高那村の番所について、「番所ノ構造前ト異ナラサルモ、一段ノ下等ニシテ、畳ト畳ト密接セズ。器物ヲ置クモ失落スルノ恐アリ」といつており、「一段ノ下等」であつても畳はあつた（南島探験1―207頁）。また、同じ西表島では、「仲間村番所ハ、村中上等ノ貸間ヲ以テ之レニ充ツ。方各一間半、竹ノ敷床二七島ヲ展（の）へ、竹ノ椽アルモ敷・鴨居無ク、戸板ハ建懸ケ縄ニ結留メ夜間風雨ヲ凌クノ用トナス」と伝えており、「貸間」は民家を借り上げていたのであるが、七島蘭の延が敷かれていた（同前239頁）。

王府派遣の役人らの畳の使用例は、同治一三年「富川所遣座例帳」にみることができる。先にみたように、八重山の役人らの詰め家での畳の使用は咸豊七年からみられることから、当然、王府派遣役人についても早くから認められていたのだろうが、ここは史料の残存の問題で、同治一三年まで確認できない。

それによれば、在番の仲飯屋では、畳四八枚半のうち備後畳が二六枚、割為畳二二枚半で、割為畳のうち一枚は長さ三尺としている。ほかに宝為一間延が四枚あつた。在番筆者の東飯屋・西飯屋は、

畳五七枚のうち備後畳二〇枚・割為畳三七枚で、割為畳のうち二枚は長さ三尺、ほかに宝為二間蒔一〇枚。桃林寺は、割為畳二一枚半と宝為二間蒔二枚であった。在番交代の際には、畳に限らず、使用した日用品などはいったん所遣座に返し、次の在番らの使用に供した（富川所遣座例帳 673～675頁）⁷⁾。

古く康熙四三年（一七〇四）、石垣島の平得・大浜両村において「御物漆」を作りたて、二・八月の漆打ちのときに在番・頭をはじめ諸役人六・七〇人が両村に逗留して百姓家五軒に分宿するため、「蒔畳」などの必需品を村で準備することになったが、百姓が疲弊するので「先在番代宿」の「古蒔畳」を流用するよういつている（参遣状）。

ただし、臨時の使者や渡唐船が潮掛けした際の宿賃定めでは、奉行衆以上の宿賃米を一日四升起として所遣米から計上するが、「敷付畳」などの諸道具や掃除は「宿主請持」とされている（富川所遣座例帳 676頁）。年末詳だが、王府派遣の臨時使者に支給する物品の代米（賃米）規定によると、「古備後畳壹枚」は代米八合九勺二才であった（参考史料 4）。また、八重山の役人が「公用二付致外宿候時」にも、宿賃米一日三升起を所遣米から払うが、「敷付畳、日用之諸道具并宿主移宿賃米無之」という（富川所遣座例帳 676頁）。「宿主」は、役人らを止宿させる家の主であり、士族の役職ではないのだが、宿主は畳を準備することができた。

士族の自宅での一時的な使用では、宮良殿内で催された在番招請（シヨウタイヨイ招待祝い）などの様子を見ると、畳敷でなければ成り立たない接待をしており（宮良殿内文庫 No.121 など）、咸豊七

年の規定では、在番招請時の「畳筵」の所望は認められており、そのほかでは認められていない（翁長規模帳No.141）。こういった個人的な一時使用に対する賃貸があつたのであろうか。

ただし、同治十一年「御欠略二付両先島^江申渡候条々」という儉約をうたつた命令書に、

一、諸祝儀并年回之節、畳相改候^而ハ時節柄相応不致候間、見苦敷無之内^者可相用事

とある（272頁）。これは一時使用ではない自宅での使用をいつていて、とくに身分を指定せず、畳は「見苦」しなければ替えてもよいように読める。

筵は、蔵元における冬至・元日・十五日の儀式に際して庭に敷かれ、在番や八重山士族らの座席になつた。この筵は筆者が早朝に敷付けさせるものだが、所遣座に保管するもので、仕上座・所遣座・船手座・問合座の手代・下代らが敷付けた。同じ時や諸御願に美崎御嶽・権現堂に在番や詰医者が参詣するときにも、所遣座から筵が出された（翁長蔵元公事帳No.2・5・177）。「地船作事新造之時祈念」で割為表筵一枚が使用されるが、「拝敷筵用」と但し書きがある（富川所遣座例帳701頁）。

また、上納穀の船への積み込みをする津端仮屋（石垣・川平・ユツン）に敷く筵があり、石垣村のものとは所遣座から給され、川平村では同村火番所で製造した宝為筵三枚が、西表島上原のユツンでは西表村火番所で製造した筵が使用された（富川諸締帳59頁）。

備後蘭の使用法として特別なことでは、所遣で灯心に使用されていた例がある（富川所遣座例帳698頁など）。

公的な場面での筵の使用は、おおむね屋外である。屋外での使用といえ、筵は農作業において重要な道具であり、ニカフクといい、精米や豆・麦を打つときに使用されたほか、味噌作りなど、民衆生活の多くの場面で使用された（石垣市史編集委員会一九九四306・345・487頁）。

さて、筵の屋内での使用について、無理にでも百姓の使用を想定する必要があるが、あるいは、置というから身分制を想定して使用していないのは当然と思うのであつて、筵であれば使用も納得できると思う。

たとえば、光緒二年（一八七六）石垣島の桃里・盛山に移る寄百姓の家屋の建築資材に、「床持木」は用意されているが、床板などをとりたてて準備していない（目差役被仰付候以来日記No.25・26）。使用目的が記されていない「おもと竹」があるが、これを床材にもしたのだろう。同じ盛山村の状況は、明治二六年笹森儀助に「赤貧村」と称されたが、「犬ト人ト居ヲ全フシ、床ハ板ノ替リ」（二）竹ヲ敷キ、上ニ黒ク垢付キタル七島ヲ敷ク」と記録されており、竹床の上に七島藺の筵を敷いていた。また、「是ヨリ以東北ノ各村、皆全一ナルヲ以テ再ヒ記サス」ともいつている（南島探験2―20頁）。

『八重山生活誌』は「明治時代の上流家屋」の図を示して、「明治時代の上流士分の住宅」を解説するが、「フヤー（母屋）」の床材についての記述はない。一方、「トーラ（台所）」では、「普通の家庭では、母屋はヌキヤーで台所はアナブリヤー（六掘り家＝掘立小屋）である」として、その床は「キーブグ、または竹で編み、アザニパームスを敷くのが常である」とする。キーブグは直径三センチほ

どの木を切つて枝を落とした「イヌマン」をいい、アダンパームスは先述したアダン葉で作った筵である。アダン葉の刺を取つて粗く編んだものは、「見た目も涼しく美しいし、肌ざわりもよい。夏の敷物としてすばらしいものである」という（宮城文一九七二20～23頁）。

「竹床を張つた寄棟造りの家屋」が「明治時代まで、百姓の住家は、ほとんどがこのような造り」であり、「床面には藁で作つたインチャ（円座）やニカフク（稲掃筵）を敷いた」という証言も（石垣市史編集委員会一九九四383・401頁）、ほぼ同じことをいつている。

おわりに

以上、八重山の筵・畳に関する情報をつなぎあわせてみたところ、原材料の栽培から製造、上納、士族層での使用について、いくつかの点でわかったことがある。

まず、原材料の栽培は、始まりの時期は未詳だが、近世には田で栽培する植物として、農耕の年間のサイクルに入っていた。それは、筵・畳が上納物であり、上から命じられたことでもあった。

筵や畳の製造は、蔵元所遣座が細工人を命じて、管理にあたっている。各村に命じられた畳細工人は、ほかの細工人も同様だが、奉公人・百姓を問わず「得手次第」にその業にあたり、御用に応えたり、村民の使用にも供した。筵については、八重山の各所に置かれた遠見番人が製造にあたるよう義

務付けられており、それは上納物であつた。

細工人は、手間米・飯米が支給されたが、その労働はあくまで兼業であり、また上納という強制的なものであつたことから、仕事を嫌がる傾向があり、蕨・畳は明治初期の統計では村内で自給できず、村外から購入している。

一方で、民衆生活においては、新城島の島民が「かや表蕨」を製造して、各島で売り歩いている。島々のネットワークであり、さらに島単位の分業を考える重要な事例である。

上納物としては、王府へは蕨（畳表）が送られ、地元では畳が使用された。八重山地元での使用は、王府派遣役人の宿、あるいは八重山役人の「お系か家」といった詰め屋などでの使用があつた。また、在番招請などでの一時的な使用もあり、それらは賃貸になつていたようだ。士族らが使用した蕨・畳は、数年で村方に売却された。

民衆生活における畳の使用は考えにくいかもしれないが、畳表＝蕨の使用といえば理解できるだろう。その原材料も、何も栽培を管理されている蘭草によるものである必要はなく、先述したカヤや稲藁などでもよいわけである。そもそも蕨は農作業において必要不可欠なものであり、その製造と利用は蔵元などに管理されるものではなかつた。屋外での使用が認められるのであれば、屋内での使用を考えることはたやすい。

その点を、今後の課題も含めてまとめると、近世の八重山における畳は、士族の格式としての使用

を除いて、日常生活には気候的に必要なものとされたかどうか疑問である。気候と家屋の床について述べた文をみいだすことができないので、前掲のアダン葉の筵が「夏の敷物としてすばらしいものである」という証言が唯一のものであるが、民衆生活においては、屋内では畳ではなく筵を選択したのではないだろうか、という推測をしておく。王府の規制が一般の畳に及ばないのも、その裏付けといえることができるだろう。そして、もしそうであれば、畳は「琉球国由来記」が中国との関係が生じてからのものであるとするが、民衆生活ではそういった新しい文化を必ずしも受け入れたとは限らないことを示し、たいへん興味深い事例となる。

【註】

- (1) たとえば、『八重山生活誌』の第一編住居第三章家の第一節は「家屋の制限」であり(宮城文一九七二17頁)、『石垣市史民俗上』の第二章衣・食・住第三節住七民家の変遷では、近代になって瓦葺きが多くなり、木造から鉄筋コンクリート造りへ移り変わるという変遷が述べられている(石垣市史編集委員会一九九四410、415頁)。また、戦後の早い時期の総合調査である大阪市大八重山群島群島学術調査隊による『八重山群島学術調査報告』では、わずかに「主屋は土間を欠く全面床張りである。(裏座は竹簀子張りの場合多し)」という記述があるのみである。「主屋床張り」と「土間退化」については、「中部日本、東北日本など」と比較して、「南方の高床式住居の影響が推察され、興味をひく」とするが、床材じたいの考察はない(大阪市大八重山

群島學術調査隊一九六三126頁。

- (2) 新城敏男「沖繩八重山の家譜所収文書について」(新城一九八五122～124頁)。なお、この当時までの調査では、家譜所収文書にも蕨・畳関係の技術伝播にかかわる記録はなく(同前125頁)、現在までも管見の限りはない。
- (3) 年次は、在番らの名によって「御使者在番記」(258頁)で確認した。
- (4) 年次は、在番の名によって「御使者在番記」(249頁)で確認した。
- (5) 「〇畳」という表現は、おおむね面積を表現するときに使用されると思う。たとえば、「士族の場合、一座は六畳く一二畳、二番座は六畳く一四畳、三番座は四畳く六畳(中略)百姓は一番座から三番座までは四畳半く六畳、裏座はすべて四畳半以下であつた」というのは(石垣市史編集委員会一九九四384～385頁)、それだけの畳が敷かれていたというより、面積をいつているのである。
- (6) 「翁長蔵元公事帳」のもとになった「与世山蔵元公事帳」は現存せず、役人おゑか家などでの畳使用について、咸豊七年に初めて規制されたかどうかはわからない。
- (7) 在番らの畳の枚数に「半」とあるが、「横半調用表延之儀壹枚式ツ切」のことであろう(参考史料3参照)。

【史料一覽】

嚙宮良村下知方之次第左ニ申上候(参遣状写／乾隆七年壬戌^里同拾四年己巳春迄)：喜舎場永珣家文書
大波之時各村之形行書↓石垣市総務部市史編集室一九九八

大川村巡検統計誌Ⅱ八重山島管内石垣島大川村巡検統計誌：史料館（国文学資料館）

沖縄県旧慣地方制度：琉球政府『沖縄県史21 資料編11 旧慣調査資料』一九六八年

覚（参遺状写／乾隆七年壬戌^里同拾四年己巳春迄）…喜舍場永珣家文書

翁長規模帳Ⅱ翁長親方八重山島規模帳：石垣市総務部市史編集室一九九四

翁長蔵元公事帳Ⅱ翁長親方八重山島蔵元公事帳：石垣市総務部市史編集室一九九三

模寄：喜舍場永珣家文書

公事帳↓黒島一九九七

御欠略二付阿先島^江申渡候条々↓石垣市史編集委員会一九九五

御財制：那覇市市民文化部歴史資料室編集『那覇市史 資料篇第1巻12 近世資料補遺・雑纂』那覇市役

所 二〇〇四年

御使者在番記：沖縄県沖縄史料編集所編『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』沖縄県教育委員会発行

一九八一年

参遺状：喜舍場永珣家文書

参遺状拔書↓石垣市総務部市史編集室一九九五

富川規模帳Ⅱ富川親方八重山島規模帳↓石垣市総務部市史編集課二〇〇四

富川蔵元公事帳Ⅱ富川親方八重山島蔵元公事帳↓石垣市総務部市史編集室一九九三

富川諸締帳Ⅱ 富川親方八重山島諸締帳↓石垣市総務部市史編集室一九九一

富川諸村公事帳Ⅱ 富川親方八重山島諸村公事帳↓石垣市総務部市史編集室一九九二

富川所遺座例帳Ⅱ 富川親方八重山島所遺座例帳：沖縄県立図書館史料編集室『沖縄県史 前近代7 首里

王府仕置3』沖縄県教育委員会発行 一九九一年

南島探験：笹森儀助『南島探験1・2』東喜望校注 平凡社東洋文庫 一九八二年

農業之次第↓新城一九八三

宮良殿内文庫：琉球大学附属図書館蔵

目差役被仰付候以来日記↓石垣市総務部市史編集課二〇〇六

八重山島諸記帳：『南島』第1輯所収

八重山島諸物代付帳↓黒島二〇〇一

琉球関係文書：島津家本「琉球関係文書」テキストデータベース 山本博文（原史料東京大学史料編纂所）

沖縄の歴史情報第6巻

琉球国由来記：外間守善・波照間永吉編著『定本琉球国由来記』角川書店 一九九七年

【文献一覧】

新城敏男

一九八三 「農業之次第」 翻刻（農林漁村文化協会『日本農書全集34』219～237頁）
一九八五 「沖繩八重山の家譜所収文書について」（駿台史学会『駿台史学』第63号105～130頁）
安溪遊地（編著）

二〇〇七 『西表島の農耕文化 海上の道の発見』法政大学出版局

石垣市史編集委員会（編集）

一九九四 『石垣市史 各論編 民俗上』石垣市

一九九五 『石垣市史 八重山史料集2 豊川家文書I』石垣市

二〇〇一 『八重山写真帖 下』石垣市

石垣市総務部市史編集課（編集）

二〇〇四 『石垣市史叢書14』石垣市

二〇〇六 『石垣市史叢書15』石垣市

石垣市総務部市史編集室（編集）

一九九一 『石垣市史叢書1』石垣市役所

一九九二 『石垣市史叢書3』石垣市役所

一九九三 『石垣市史叢書5』石垣市役所

一九九四 『石垣市史叢書7』石垣市役所

一九九五 『石垣市史叢書8』 石垣市

一九九八 『石垣市史叢書12』 石垣市

大阪市大八重山群島学術調査隊

一九六三 『八重山群島学術調査報告』

沖縄大百科事典刊行事務局（編）

一九八三 『沖縄大百科事典』 沖縄タイムス社

黒島為一

一九七七 『史料紹介』『公事帳』『規模帳』（『石垣市立八重山博物館紀要』第14・15号合併号）

二〇〇一 『史料紹介』『八重山嶋諸物代付帳』（『石垣市立八重山博物館紀要』第16・17号合併号）

国立国語研究所

一九六三 『沖縄語辞典』 大蔵省印刷局

高良倉吉

一九八三 『琉球王国時代』（渡名喜村編集・発行『渡名喜村史 上巻』92～157頁）

得能壽美

二〇〇九 「近世八重山における諸品の島産化 塩・唐竹・紙・茶・煙草」（『沖縄文化』一〇六号

～20頁 沖縄文化協会）

二〇二〇 a 「近世八重山における島産品の利用と上納 陸産のアダンと海産の海人草」(八重山歴史研

究会『八重山歴史研究会誌』創刊号 55～86頁)

二〇二〇 b 「ヤマトの琉球畳」(『がじゅまる通信』No. 64 1～3頁 榕樹書林(高津孝『博物学と書

物の東アジア』榕樹書林 月報)

宮城文

一九七二 『八重山生活誌』沖縄タイムス出版

宮城信勇

二〇〇三 『石垣方言辞典』沖縄タイムス出版

宮良當壯

一九三〇 『八重山語彙』(『宮良當壯全集』第八卷 第一書房 一九八〇年によった)

山城 浩

一九七二 『小浜島誌 心のふるさと』小浜島郷友発行

【参考史料1】「模寄」(「八重山文書 喜舎場コレクション7」
覚

□名

黒次大縄五百六拾八斤

積間式石八斗四升

運賃四勺（ママ）五合七勺三才

内

四百五斤七合壹勺六才 届成分

百六拾式斤式合八勺四才 運賃壹斤二付代米三合先□ツ、

一、同小縄四百けた

積間四石

運賃五才七升壹合四勺□才

内

三百三拾壹けた式拾壹尋四尺□寸 届成分

六拾八けた式拾八尋式尺五寸 運賃壹けた二付代米壹升先□ツ、

右同

一、割為表薙百三拾五枚

積間三石三□□□

運賃四斗八升式合壹勺□才

内

百拾九枚 届成分

拾六枚 運賃壹枚ニ付代米三升六合先ツ、

米貳合五勺七才 運賃□薙枚位ニシテ七勺壹才三分七厘貳毛代

右七反帆馬艦船主泊村比嘉にや、船頭同村糸数、此節与那国島積渡候御物之内右□□船頭方相對を以現品方運賃相渡置候間、「
」被仰付被下度候、以上

巳五月

仕上せ□／野底目差

大浜与人

在番稻嶺里之子親雲上

【参考史料2】「模寄」(八重山文書 喜舍場コレクション7)

覚

下古割為疊六枚代米五升三合五勺貳才

右古在番筆者花城里之子親雲上無抛入用御座候間、何卒移飯屋入付之内、本行之分代米差替^二而所望渡仕候様被仰付被下度奉存候、此旨宜様御取成奉頼候、以上

午五月十三日

内証聞／浦崎筑登之

覚

下古割為疊六枚代米五升三合五勺式才

右古詰医者祖慶筑登之親雲上無拋入用御座候間、何卒移飯屋入付之内、本行之分ハ所望渡仕候様被仰付被下度奉存候、此旨宜様御取成奉頼候、以上

午五月十三日

内証聞／高嶺子

覚

下古割為疊六枚代米五升三合五勺式才

右古在番筆者鉢嶺里之子親雲上無拋入用御座候間、何卒移飯屋入付之内本行之分ハ代米差替^二而所望渡仕候様被仰付被下度奉存候、此旨宜様御取成奉頼候、以上

午五月十三日

宿附仮若文子／黒島仁屋

内証聞／鉢嶺筑登之

覚

下古割為疊六枚代米五升三合五勺式才

右古在番大城里之子親雲上無拋入用御座候間、何卒移飯屋入付之内本行之分ハ代米差替所望渡仕候様被仰付被下度奉存候、此旨宜様御取成奉頼候、以上

午六月六日

内証聞／真栄城筑登之

宿附若文子／宮良仁屋

【参考史料3】「模寄」(八重山文書 喜舍場コレクション7)

未年交代之御飯屋三ヶ所并医者飯屋入置畳之内、横半調用表筵之儀、而枕式ツ切二相調候筋、例帳二相見得候処、其通二而長三尺相調候儀難成事御座候間、御檢使御渡海之時御調部方を以御渡被置候、去卯年所遣夫取払帳之通、筵枕式二而横半三枚相調候様被仰付可被下候、以上

未十一月十五日

「目差」／池城筑登之 南風見与人

【参考史料4】「模寄」(八重山文書 喜舍場コレクション7)

一、水詰小はんとう巻本

但、代巻升三合三勺三才

所

一、春おし巻ツ

但、代米三升

一、古高焼炉巻ツつき共

但、代米巻升式合九勺式才

一、古備後畳巻枚

但、代米八合九勺貳才

一、古枅壹ツ

但、代米貳合五勺

一、古高焼炉壹ツ

但、代米壹升貳合五勺

右六行ハ□代免表

本文臨時御使者之時、賃米之内ハ入置諸道具賃米差引在番宿^モ貳升六合五勺起、同筆者宿^モ貳升壹合六勺起取立割起候様申渡候

卯四月廿二日

【参考史料5】「模寄」(「八重山文書 喜舎場コレクション7」)

□上覚

乍恐申上候、盛山村遠見番仕口筵之儀、素ハ蘭仕立方無之、此程ふく為調^ニ而相納来事御座候処、昨年ハ宝蘭筵^ニ而上納仕候様□□ハ被申達候付、脇才覚方を以上納仕度段々□□候得共相調不申、至極恐入奉存候、依之□□候儀御都合之程如何數奉存候得共「」被聞召上、疲勞之小村御救之「」是迄之通ふく為筵^ニ而上納仕「」此段奉頼候也

明治十四年二月

桃原与人／宮良□□

役所長／国本浅雄殿

桃原目差／野原□□

【参考史料6】「模寄」(「八重山文書 喜舍場コレクション7」)

□上覚

備後筵六枚

右乍恐申上候、盛山村遠見番人共仕口筵調用^与シテ仲水^与申所二備後植付手入方折角相働セ候得共盛生無之、就
^而ハ買入を以相調させ上納仕度、段々相働候得共難相達、最早上納方差文居申事御座候間、疲小村特別之御取
訳を以何卒疲勞立直候間^者割藺表延繰替上納「」被仰付被下度此段奉願候也

明治十五年六月十五日

桃原与人／宮良信順

所長／内藤寛輔殿

桃原目差／野原盛保